

高松坂出有料道路について

1. 概要

整備目的：瀬戸大橋開通に伴う交通量の急増に対処するとともに、国道11号の渋滞緩和を図る。

整備・運営主体：香川県道路公社（昭和47年4月1日設立、平成23年3月27日解散予定）

区間及び延長：高松市香西北町～坂出市林田町、延長＝10.1km

整備事業費：103.1億円

整備費財源：無利子借入金（国24.9億円）、有利子借入金（公営企業金融公庫25.0億円、市中銀行37.5億円）、出資金（県15.7億円）

整備期間：昭和48年2月26日～昭和56年3月26日

料金徴収期間：昭和56年3月27日～平成23年3月26日（30年間）

料金：普通車260円、大型車（Ⅰ）420円、大型車（Ⅱ）940円、軽車両等20円

2. 有料道路として整備した理由

県が、県道として整備する方法では、瀬戸大橋開通に間に合わせて短期間で整備することが予算上困難であったため、香川県道路公社が借入金を財源として整備し、開通後の料金収入により借入金の元金と利息・維持管理費を賄う有料道路として整備したものの。

3. 通行台数の推移と計画との乖離が生じた原因

(1) 通行台数の推移 別紙1のとおり（30年間の延べ通行台数 約6,160万台）

(2) 計画との乖離が生じた原因

①周辺地域の人口の伸びや開発の低迷、②厳しい社会経済情勢、③関連する瀬戸大橋の予測交通量と実績の間に大きな乖離がみられたこと

4. 収支の状況 別紙2のとおり

5. 利用促進や経費節減など収支改善のための取組み

(1) 香川県道路公社の取組み

昭和62年度 年利8%以上の建設時借入金の繰上償還

平成15年度 地方三公社の役員、事務局を統合した「地域づくり推進機構」創設による経費の削減

平成16年度 料金徴収業務委託に入札を導入

同 職員体制の見直しによる人件費削減

平成18年度 記念通行券の発売（平成20年度、21年度も実施）、利用促進キャンペーンの展開

(2) 香川県（公社設立団体）の取組み

昭和 54 年度～平成 13 年度	運営費不足額に対する低利子貸付
平成 14 年度末	既貸付の運営費貸付金の無利子化
平成 14 年度～平成 21 年度	運営費不足額に対する無利子貸付

6. 料金徴収期間を延長せず、無料化した理由

次のことを考慮し、料金徴収期間の延長による一定の債務の縮減よりも、無料化による効果を発現することが、県民生活の利便性の向上や地域経済の活性化に、より一層大きく寄与するものと判断した。

- 料金徴収期間満了後は、道路整備特別措置法に基づき無料化することが原則であること。
- 料金徴収期間を延長するためには、国の許可が必要であり、許可要件として期間延長に地元の理解を得なければならないが、地元高松市・坂出市ともに無料化を強く望んでいる中で、期間延長の理解を得ることは極めて難しいこと。
- 無料化した場合、有料道路の交通量が大幅に増加し、さぬき浜街道全体の有効活用が図られること、また、並行する国道 11 号や県道高松善通寺線の混雑緩和が図られるなど、その効果が広く及ぶものと考えられること。

7. 「有料道路の無料化による便益効果」と「料金徴収期間延長による債務縮減効果」の比較

- 高松坂出有料道路を無料化することにより、周辺道路の走行時間の短縮、走行経費の減少などの便益効果が生じ、高松・坂出間の 4 路線（国道 11 号、県道高松善通寺線、高松自動車道、さぬき浜街道）の便益効果を金銭換算すると、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間で 108.7 億円となる。
- 一方、料金徴収期間を 10 年間、平成 32 年度まで延長した場合、債務が 27.7 億円縮減する。
- 無料化による便益効果は、料金徴収期間延長による債務縮減効果の約 4 倍となる。

区 分	無料化による便益効果
走行時間短縮便益	74.6
走行経費減少便益	37.4
交通事故減少便益	△ 3.3
合 計（億円）	108.7

区 分	料金徴収期間延長による債務縮減効果
料金収入増加額	43.5
維持管理費増加額	15.8
差 引（億円）	27.7

8. 債務処理のための県補助金の交付

(1) 債務の発生原因と債務の額

- 有料道路の通行台数が計画の約 37%にとどまり、料金収入が計画を大きく下回った結果、料金収入だけでは借入金の償還元金・利息と維持管理費を賄えず、県から低利借入を行ったため、県に対する債務が生じたもの。
- 平成 21 年度末における高松坂出有料道路の債務の額（県に対するもののみで、整備費借入先への未償還金はない）借入金（66 億 83 百万円余）、出資金（15 億 68 百万円余）、合計 82 億 52 百万円余

(2) 補助金交付の目的

- 高松坂出有料道路の債務を解消させることにより、有料道路を無料化し、業務がなくなる香川県道路公社を解散する。

※県は、唯一の公社設立団体として、公社による解消が困難となった債務の処理を支援する責任がある。

高松坂出有料道路の無料化は、さぬき浜街道全体の有効活用や並行する国道 11 号・県道高松善通寺線の混雑緩和が図られるなどその効果が県内に広く及び、県民生活の利便性の向上や地域経済の活性化に大きく寄与するものと考えられることから、補助金交付に求められる公益性は大きいものと考えている。

(3) 補助金額と財源

- 補助金額は、香川県道路公社の債務（借入金、出資金）の内、平成 22 年度の収支利益を充てても解消できない額、81 億 2,928 万 5 千円となり、3 月 25 日に補助金を交付。
- 財源は、香川県道路公社から、借入金と出資金、合計 82 億 52 百万円余の返還があり（3 月 25 日返還）、新たな負担は生じない。

(4) 補助金を選択した理由

- 有料道路の無料化に向け、渋滞対策・交通安全対策の関係機関との協議やトンネル内での事故発生時の警察・消防との調整などを円滑に進めるためには、平成 22 年度当初予算案で債務処理方法を示し、早い時期に県議会の承認議決を得るのが望ましいこと。
（債権放棄の場合は、道路公社が県に債権放棄を求める額を固める必要があるため、議案提案は平成 22 年 11 月県議会になるものと考えられたが、補助金を選択したため、平成 22 年 2 月県議会に債務処理案を含む当初予算議案を提出できたもの。）
- 他県調査の結果、「有料道路無料化時における設立団体による債務処理支援方法は、補助金・負担金交付によるものがほとんど」であったこと。また弁護士相談の結果「補助金交付により貸付金を返還させることについて対応可能」との意見を得たこと。

(5) 補助金交付に伴う県の実負担額（試算） 別紙3のとおり

9. 今後の対応

無料化後は、国道11号、県道高松善通寺線など周辺道路を含めた交通量や渋滞長を調査し、調査結果に応じた対策を講じることにより、さぬき浜街道全体の有効活用や並行する道路の混雑緩和が図られるなど、無料化により期待される効果が現れているか検証する。